

サプリを送料のみ負担で注文後、定期契約で高額請求！

事例

スマホのアプリから「ダイエットサプリが今なら送料のみで購入できる」とSNS広告を見て申し込んだ。商品が届き100円をコンビニ決済した。効果が感じられないと思っていたら、さっき2回目の商品が大量に届いた。明細書には4ヶ月分のサプリ代4万円と高額な請求だ、支払えない。(20代女性)



アドバイス

- スマホの広告から「お試し、送料のみ負担」と注文したあと「定期購入で高額請求された」との相談が寄せられています。
- スマホから注文画面を確認すると、契約の詳しい内容が小さい文字で記載されており、「よく分からなかった」と事業者に申し出ても解約には応じて貰えません。
- 契約条件によっては中途解約が出来なかったり、解約しようと事業者に連絡しても、電話がつながらなかったりする場合も多くあります。
- スマホからの申し込みは通信販売となるためクーリング・オフができません。定期購入が条件である場合、取寄せ回数、総額はいくらになるのか必ず確認しましょう。
- 返品が可能かどうかは「返品特約」に書かれています、確認しましょう。
- 困った時は、消費生活センターにご相談ください。

●問い合わせ先

名寄市消費生活センター TEL・FAX/ 01654-2-3575

◆相談時間 9:15~16:00 ◆休日/土・日・祝日